

京都市告示第 178 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 17 年 4 月 4 日付けで認可した南巽町自治会の代表者、主たる事務所の変更の届出及び平成 20 年 12 月 19 日付けで認可した仲西町町内会の代表者、主たる事務所の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 7 月 7 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
南巽町自治会	村田 市太郎	水谷 進一
仲西町町内会	依田 常雄	小林 繁雄

2 代表者の住所

	変更前	変更後
南巽町自治会	京都市西京区桂南巽町 66 番地の 2	京都市西京区桂南巽町 58 番地 1
仲西町町内会	京都市上京区元誓願寺 通油小路西入仲之町 4 60 番地の 1 及び 46 0 番地の 2	京都市上京区元誓願寺 通堀川東入西町 451 番地

3 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
南巽町自治会	京都市西京区桂南巽町 66 番地の 2	京都市西京区桂南巽町 58 番地 1

	変更前	変更後
仲西町町内会	京都市上京区元誓願寺 通油小路西入仲之町4 60番地の1及び46 0番地の2	京都市上京区元誓願寺 通堀川東入西町451 番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)